
春日部市シティセールスシンボルマーク

プラスワン かすかべ
「+1のあるまち kasukabe」

使用マニュアル



+1のあるまち

k a s u k a b e

1 コンセプト

春日部市では、本市ならではのシティセールスをまち全体で効果的に進めるため、また、市内外に春日部の魅力をわかりやすく印象づけるために、シティセールスシンボルマーク「+1プラスワンのあるまち kasukabeかすかべ」をつくりました。

たくさんの市民の皆さんが「住みやすさ」「暮らしやすさ」という強みを感じています。そこに「+1プラスワン」という、個人それぞれの皆さんが思う春日部の好きなどころをもう一つ見つけることで、毎日が今よりももっと楽しくなる、面白くなる、そういったまちを目指していきます。

2 以下のようなものにお使いいただけます

シティセールスシンボルマーク「+1プラスワンのあるまち kasukabeかすかべ」は、まちの人が気軽に、自然とシティセールスに参加できるきっかけとなるよう、以下のような形で活用していただけます。

〈活用の具体例（一例）〉

- ポスターや看板にプリントし掲示する
- 営業ツール（名刺、チラシ、リーフレットなど）や販促ツール（うちわやハンカチなど）にプリントし配布する
- のぼりにプリントして、お店の前に掲出する
- 缶バッジやワッペンにプリントして、衣服に付けて着用する

〈活用の品目例（一例）〉

紙製品・印刷物	絵はがき、ポスター、パンフレット、チラシ、包装紙、名刺、冊子、紙製もしくは厚紙製の看板 など
文房具	封筒、便箋、ボールペン、ノート、メモ帳 など
布製品	タオル、ハンカチ、風呂敷、のぼり、フラッグ など
バッジ、ワッペン等	布製ワッペン、缶バッジ、腕章 など

3 使い方は2種類あります①

春日部市シティセールスシンボルマークの使用方法は、(1) そのままのデザインで使用する場合と、(2) 規定の範囲内でデザインをカスタマイズして使用する場合の2種類があります。審査にかかる日数を考慮し、申込みから使用希望日まで十分に余裕を持ってお申し込みください。

(1) そのままのデザインで使用する場合

① 対象

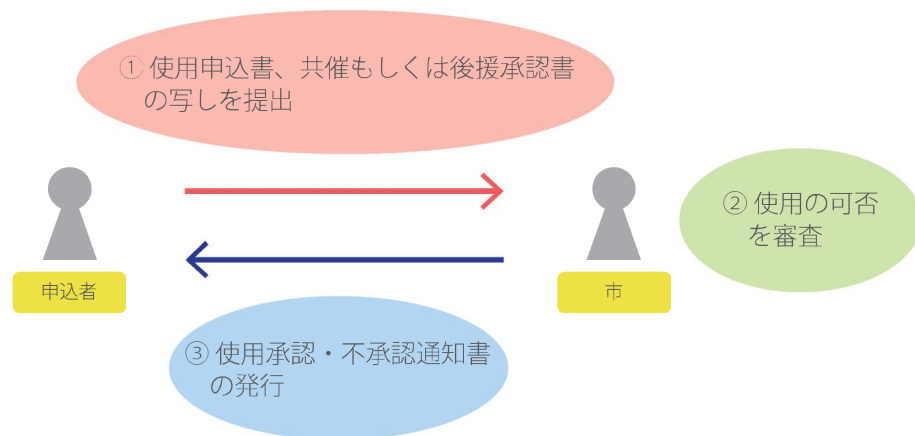
市と共催もしくは市が後援する事業・イベントにおいてご使用いただけます。

② 手続方法

使用申込書（様式1）に必要事項を記入し、共催もしくは後援の承認書の写しを添付の上、春日部市シティセールス広報課へ直接・郵送・FAX・電子メールにてご提出ください。審査後、申込書受領より概ね**14日以内**に、使用承認通知書もしくは使用不承認通知書（様式2）により通知します。

ただし、次のような場合は手続きせずにご使用いただけます。

- 個人的または家庭など限られた範囲において利用する場合
- 新聞、テレビ、雑誌などの報道関係機関が報道目的に利用する場合



③ 手続完了後、申し込み内容に変更が出た場合

担当者名など、申し込み時の記載内容に変更がある場合には、速やかに記載事項変更届出書（様式3）をご提出ください。

3 使い方は2種類あります②

(2) 規定の範囲内でデザインをカスタマイズして使用する場合

① 対象

法人・団体で、本市シティセールスの考え方[※]にご賛同いただける皆様にお使いいただけます。

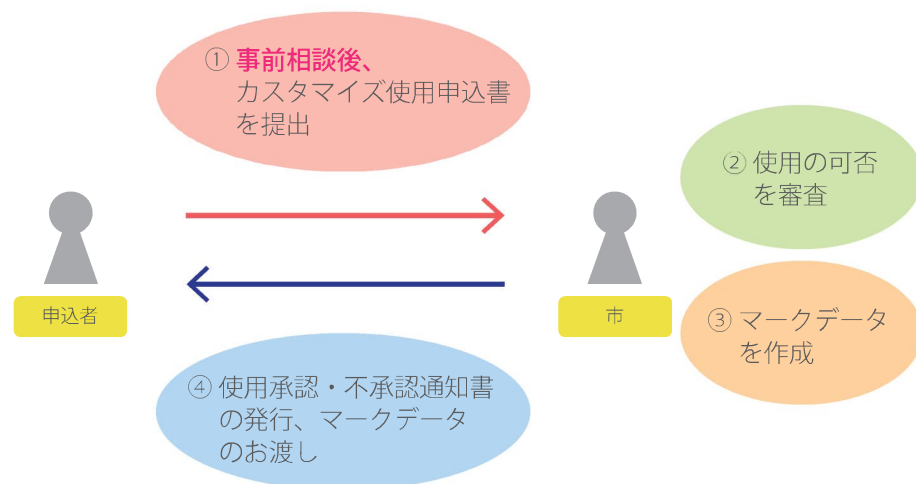
※ 詳細は「春日部市シティセールス戦略プラン（戦略指針、アクションプラン）」を参照ください。
 （市公式ホームページ URL：<http://www.city.kasukabe.lg.jp/kouhou/shisei/shisaku/kakushu/cssenryakuplan.html>）

② 手続方法

春日部市シティセールス広報課へ電話もしくはメール[※]にてご連絡ください。使用内容をお伺いし使用可能と判断した場合、カスタマイズ使用申込書（様式4）をご提出いただけます。

審査後、申込書受領より概ね**21日以内**に、使用承認通知書もしくは使用不承認通知書（様式2）により通知し、承認された場合は併せてマークのデータをお送りします。なお、カスタマイズについての詳細につきましては、「5 カスタマイズできる範囲について（6 ページ以降）」をご参照ください。

※ 電子メールでお問い合わせの場合は、連絡先および使用内容を記載してください。



③ 使用条件の付与

カスタマイズされたシンボルマークおよび使用承認通知書をお渡しする際、必要がある場合は使用にあたっての条件を付与することがあります。

④ カスタマイズされたシンボルマークの紹介

手続が完了した後、市ホームページにて、法人名あるいは団体名、カスタマイズされたマークについて紹介させていただきます。

⑤ 申し込み内容に変更が出た場合

担当者名など、申し込み時の記載内容に変更がある場合には、また、シンボルマークの文言や色の変更を希望する場合は、記載事項変更届出書（様式3）をご提出ください。

4 基本デザイン

シティセールスシンボルマーク「^{プラスワン}+1の^{かすかべ}あるまち kasukabe」をさまざまな場面で使用する際の決まり事や注意事項をまとめました。シンボルマークを効果的にお使いいただき、春日部のシティセールスをまち全体のものとするために、ご確認ください。

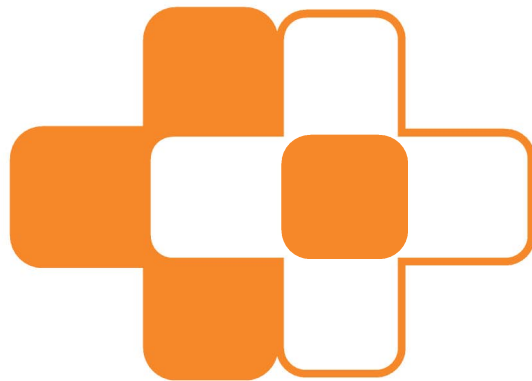
(1) デザインコンセプト

「+1」という市民それぞれが思う「春日部の魅力」をキャッチコピーに掲げ、オレンジ色でこのまちに住む市民の活気を、+と+が重なるデザインでさらなるまちの発展につながるようなイメージを表現しました。

(2) カラーガイド

シンボルマークは基本色のほか、単色での色の変更も可とします。

〈基本色〉



+1のあるまち
kasukabe



DIC 82
M = 57% Y = 95%
R 241 G 135 B 22

〈色の変更のサンプル〉

● 黒の場合



+1のあるまち
kasukabe



DIC 582
K = 100%
R 0 G 0 B 0

● 白の場合



+1のあるまち
kasukabe



+1のあるまち
kasukabe

※ 背景色はこの2色に限りません。但し、濃い色の背景の場合にのみこの形で使用いただけます。

4 基本デザイン ②

(3) 余白

シンボルマークの読みやすさを保つため、マークの周囲には常に最低限の余白を確保してください。背景写真や模様にも埋もれてマークの印象が薄くならないよう、背景から切り離して使用してください。



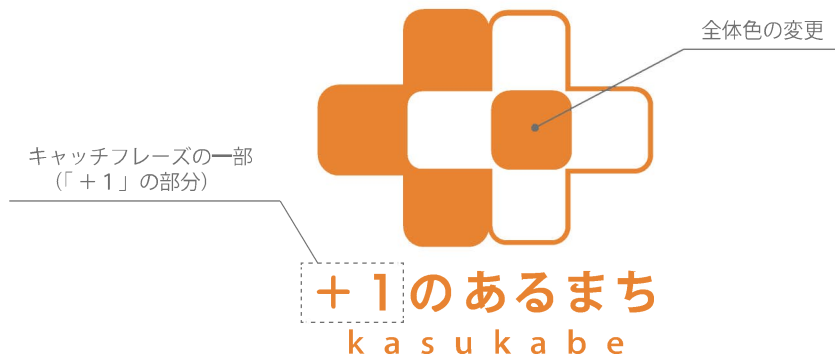
(4) 最小サイズ

シンボルマークの視認性を保つため、最小サイズは以下のものを使用してください。



5 カスタマイズできる範囲について

オリジナルデザインから、キャッチフレーズの一部とマーク全体の色の 2ヶ所をカスタマイズして使用することができます。



キャッチフレーズの一部変更

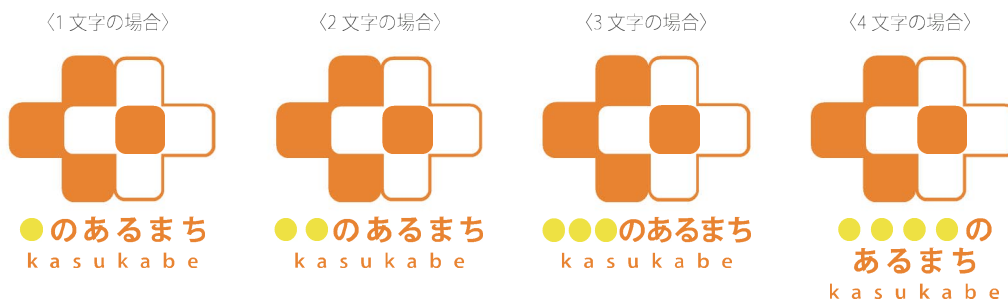
キャッチフレーズの一部は「+1」に置き換えて、皆さんが思う「春日部の魅力」を表現する名詞^{プラスワン}※に変更することができます。

なお、置き換える文字数は1～4文字程度とします。

※ 商品名や企業名などの固有名詞は使用不可とします。

レイアウト例

2文字のレイアウトは、オリジナルデザイン「+1のあるまち kasukabe」と同様のレイアウトになります。^{プラスワン}^{かすかべ}
4文字の場合はキャッチフレーズ部分が3段表記になります。



具体例

- 1文字の場合 … 花のあるまち、種のあるまち、木のあるまち、凧のあるまち、音のあるまち
- 2文字の場合 … 自然のあるまち、安心のあるまち、癒しのあるまち、蕎麦のあるまち
- 3文字の場合 … 広い空のあるまち、優しさのあるまち、草野球のあるまち、焼き鳥のあるまち
- 4文字の場合 … スポーツのあるまち、ニュースのあるまち、一期一会のあるまち

6 色の変更について

全体色の変更

マーク全体の色を、下記のカラーサンプルよりお選びいただけます。

〈カラーサンプル表〉

 <p>色番号：1 色名：赤</p>	 <p>色番号：2 色名：オレンジ ※ 基本色</p>	 <p>色番号：3 色名：黄色</p>	 <p>色番号：4 色名：黄緑</p>
 <p>色番号：5 色名：緑</p>	 <p>色番号：6 色名：青緑</p>	 <p>色番号：7 色名：薄青</p>	 <p>色番号：8 色名：青</p>
 <p>色番号：9 色名：紺</p>	 <p>色番号：10 色名：紫</p>	 <p>色番号：11 色名：赤紫</p>	 <p>色番号：12 色名：ピンク</p>
 <p>色番号：13 色名：茶色</p>	 <p>色番号：14 色名：グレー</p>	 <p>色番号：15 色名：黒</p>	

※ 別途指定の色がある場合は、お知らせください。

7 使用禁止例

シンボルマークを効果的にお使いいただくために、回転やアウトライン化など、デザインの変形や加工は禁止させていただいております。統一性を保ったシンボルマークの運用にご協力をお願いいたします。

※ カスタマイズされたマークも同様の扱いとなります。

回転しない



書体を変えて使用しない



トリミングしない



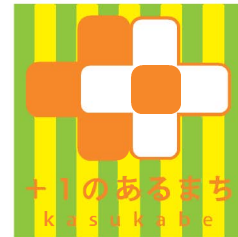
アウトラインで表現しない



デザインを加えない



複雑な背景で使用しない



切り離して使用しない



マーク全体を白く縁取りしない



変形しない



余白に図形や文字を置かない



規定以外の組合せで使用しない



8 使用料は無料です

そのままお使いいただく場合も、カスタマイズしてお使いいただく場合も、無料でお使いいただけます。

9 申込内容に変更が出た場合

申込時の記載内容に変更がある場合には、市ホームページ上の「変更届出フォーム」への入力、もしくは「記載事項変更届出書（様式4）」をご提出ください。

10 使用期間について

(1) そのままのデザインで使用する場合

そのままお使いいただく場合、使用期間は使用承認日から1年以内となります。なお、使用期間を過ぎた後も使用の継続を希望される場合は、市ホームページ上の「継続使用申込フォーム」への入力、もしくは「継続使用申込書（様式5）」をご提出ください。

(2) 規定の範囲内でデザインをカスタマイズして使用する場合

原則として、使用期間に制限はありません。

11 使用状況の報告をお願いしています

シンボルマークの使用状況把握のため、使用を開始してから1年以内を目安に、市ホームページ上の「使用状況報告フォーム」への入力、もしくは「使用状況報告書（様式6）」をご提出ください。その際、実施内容を証する資料がある場合は、FAX・メール等にて別途送付もしくは添付をお願いします。なお、報告書の提出は1つの申請につき、1回となります。

12 使用を終了する場合は

シンボルマークの使用を終了したい場合は、市ホームページ上の「使用終了申込フォーム」への入力、もしくは「使用終了申込書（様式7）」をご提出ください。市より「使用取消通知書（様式8）」を発行します。

13 お守りください

以下に該当する場合（あるいは、該当する可能性がある場合）は、シンボルマークをご使用いただけません。また、既に使用している場合にあっては、使用の承認を取り消す場合があります。

- 法令や公序良俗に反する。
- 市の信用や品位を損ない、イメージを傷つけるおそれがある。
- 市の事業、市が認めた関連事業を推進する上で支障となる。
- 青少年の健全育成にとって有害である。
- 政治的な活動または宗教的な活動を助長するおそれがある。
- 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するまたは使用のおそれがある。
- その他、シンボルマークの本来の使用目的に鑑みて不適當である。

14 注意事項

- 本シンボルマークに関する権利は、春日部市に属します。
- 本シンボルマークは使用者が実施する事業の推奨や商品の品質保証などを行うものではありません。
- 本シンボルマークの使用によって生じる問題・トラブル・損失の補償などについて、春日部市は一切関与しません。
- 本シンボルマークを使用した作成物に関して、事故や苦情が発生したときには、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。
- シンボルマークのカスタマイズにあたって、他の法人または団体に既に付与されているものと同じものを希望する場合、その申込内容について適当と認めるときはその使用を承認します。ただし、その使用によって生じる問題・トラブル・損失の補償などについて、春日部市は一切関与しません。

15 書類提出先・お問い合わせ先

本使用マニュアルに不明な点がある場合は、下記までお気軽にお問い合わせください。

春日部市 総合政策部 シティセールス広報課

〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 TEL: 048-796-5985 FAX: 048-734-2593

E-mail: koho@city.kasukabe.lg.jp URL: <https://www.city.kasukabe.lg.jp>